



**必ず別添「Q&A」をお読みください！**



# 総合支援資金『再貸付』のご案内

現在、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付(延長分)の送金が令和3年6月15日までに終了した又は終了する予定の世帯で、なおも生活困窮の状況が続く場合は、市町の自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、最大3か月分の再貸付を利用できる場合があります。

## 再貸付の要件

※以下(1)～(3)のすべてが該当すること

- (1) 令和3年6月15日までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付(延長分)の送金が終了した又は終了する予定の世帯
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく市町の自立相談支援機関による支援を受けること
- (3) 生活保護となるおそれのない世帯

**申込期限／令和3年6月30日(水) 消印有効**

## 手続きの流れ

①申込書、②借用書、③状況確認シートの3点をご記入ください。

**【※松山市に住民票のある方】**

**必ず郵送により「松山市社会福祉協議会」へ提出してください。**

**【※松山市以外に住民票のある方】**

**お住いの市町社会福祉協議会へ郵送又は来所にてご提出ください。**



- ※記載された内容について、面接や電話等で確認する場合がありますので、着信があった場合は、必ず応答ください。
- ※この時点で貸付以外の他の支援が適当と判断した場合は、お断りする場合があります。
- ※郵送先は、「市町社会福祉協議会連絡先一覧」をご覧ください。

愛媛県社会福祉協議会において審査

貸付決定

送金

貸付不承認

※不承認の理由は開示しません

## 総合支援資金「再貸付」に関する Q&A

### Q. 再貸付の月額はいくらまでですか？

A. 単身世帯は上限15万円以内、複数世帯は上限20万円以内です。

### Q. 市町社会福祉協議会への申し込みには何が必要ですか？

A. 同封している①申請書、②借用書(再貸付)、③状況確認シートの3点です。

### Q. 申請書類の提出先はどこですか？

A. お住いの市町の社会福祉協議会です。  
住所等は、同封している「市町社会福祉協議会一覧」をご参照ください。  
なお、松山市に住民票のある方は、郵送で「松山市社会福祉協議会」へ提出してください。

### Q. 生活困窮者自立相談支援機関とは何ですか？貸付要件である支援とはどのようなことですか？

A. 宇和島市及び西予市については行政が運営し、その他の市町は社会福祉協議会が運営している生活相談窓口です。  
貸付要件にある自立相談機関の支援とは、住宅、仕事、生活に関する助言等を継続的に行います。また、定期的に生活状況の確認のための面接や報告を求める場合があります。

### Q. 生活困窮者自立相談支援機関の支援がないと貸付は受けられないのですか？

A. ご提出いただいた状況確認シート等で確認させていただき、貸付以外の例えば生活保護等の支援が適当と判断した場合は、貸付は受けられません。  
前回に延長貸付申請をされた際に、ご提出いただきましたが、今回改めてご提出ください。

### Q. 審査結果は教えてもらえますか？

A. 通知は行いませんので、決定した場合は通帳にて貸付金の振り込みを確認してください。  
なお、不承認の場合は、お電話又は書面でお伝えしますが、不承認の理由はお伝えできません。

### Q. 再貸付で借り入れた返済方法はどちらになりますか。

A. 最終送金月の3年後から返済開始となり、10年以内で返済していただきます。  
なお、借用書は、総合支援資金の初回分の1通と延長分の1通、今回の再貸付の1通あわせて3通となります。

### Q. 送金はいつになりますか？

A. 今回、短期間で申込が集中することが予想されており、貸付審査を経て貸付決定となった場合でも、送金が最大1か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。  
なお、送金日に関する個別のお問い合わせには一切応じません。  
また、貸付決定となった場合の2月目、3月目の送金は、毎月15日に行います。